

一般社団法人ワールドスケートジャパン

代表選手（国際大会派遣選手）選考規程

（目的）

第1条 一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という。）の競技力向上事業を円滑に進めるため、代表選手（世界選手権大会その他の国際大会（以下「対象国際大会」という。）派遣選手を意味する。以下同じ。）の選考基準を定める。

（適用範囲）

第2条 本規程は、本連盟に所属する選手、加盟チーム、加盟団体の全てに適用する。

（選考基準）

第3条 代表選手の選考基準については、本連盟各競技委員会が本規定第4条及び第5条で定める資格条件、選考手順に従って公正なる選手選考を行う。

（資格条件）

第4条 代表選手の資格条件は次のとおりとする。

- （1）日本国籍を有すること。
- （2）選考時点において、本連盟の正会員であること。
- （3）本連盟が指定する選手選考会に出場していること。

（選考手順）

第5条 代表選手の選考手順は次のとおりとする。

- （1）代表選手を選考するための競技会（以下「選手選考会」という。）は、各対象国際大会の開催日の2ヵ月前までに本連盟のホームページ等において告知する。
- （2）各競技委員会は、ホームページ上に選考基準を選手選考会の開催日の1ヵ月前までに本連盟のホームページ等において告知する。
- （3）代表選手の選考は、各対象国際大会が定めるエントリー期限までに各競技委員会の決定をもって行うものとする。

（不服申し立て）

第6条 代表選手最終選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(規格外事項)

第7条 本規程に定めのない事項については、理事会にて決定する。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

1 この規程は、 2022 年1 月 23 日から施行する。